

事 務 連 絡  
平成 18 年 2 月 21 日

都道府県  
各 障害程度区分担当者 様  
指定都市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課障害認定係

障害程度区分の医師意見書の取扱い及びこれに係る施行事務費補助金について

平素より障害保健福祉の推進にご協力いただきありがとうございます。  
医師意見書の事務処理、参考様式及び施行事務費補助金の対象経費について、  
別添とおとり取扱例等をお示しいたします。

記

- ・ 障害程度区分の医師意見書の取扱いについて
- ・ 医師意見書様式
- ・ 医師意見書作成依頼書【参考様式】
- ・ 請求書（兼 口座振替依頼書）【参考様式】
- ・ 医師意見書作成料内訳書 【参考様式】

## 障害程度区分の医師意見書の取扱いについて

### 1. 医師意見書の入手方法について

障害程度区分の医師意見書については、医師会、医療機関等にあらかじめ事務処理を説明し、円滑な事務体制を構築することが望ましい。

(1) 次のような方法により事務処理を行うことは可能である。

- ① 介護給付の申請を受理。又は、相談の結果、介護給付を申請する見込みである。
- ② 主治医の有無を確認する。主治医がいない場合は、協力医等のうちから依頼する医師を特定する。
- ③ 医師意見書作成依頼書、請求書、記載料内訳書を発行。
- ④ 市町村から主治医・協力医等に依頼書等を送付する。
- ⑤ 主治医・協力医等は、医師意見書と請求書に必要事項を記載し、郵送で市町村宛て返信いただく。
- ⑥ 市町村は、意見書記載内容を確認し、請求書に基づき支払いを行う。

(2) なお、障害程度区分の更新の場合等、申請が行われることが明らかな場合には、申請者を經由して医師へ依頼する、主治医等から申請者を經由して提出いただくことは可能である。

### (参考) 協力医の考え方

医師会等の関係団体の協力を得て、医師意見書記載を依頼する協力医を特定しておくことは可能である。

- ・ 協力医の中から申請者の住所地の近隣にあるなど、申請者の住所地の近隣にあるなど、申請者にとって受診の便がよい医師を指定することが現実的な対応と考えられる。
- ・ 意見書を記載する医師について申請者の希望がある場合は、協力医ではなく、当該希望のある医師に記載を依頼することが考えられる。
- ・ なお、協力医は、障害者施設の嘱託医等、障害者福祉に関する実務経験を有する者が望ましいと考えられる。
- ・ また、都道府県等が行う主治医研修を受講した医師に記載を依頼することが望ましいと考えられる。

## 2. 医師意見書の記載に係る対価について

医師意見書の記載に係る対価については、在宅・施設別、新規・継続（更新）申請別に以下の金額とし、施行事務費補助金の対象経費とする。

また、継続（更新）申請者とは、更新申請において次に該当する者である。

- ① 施設入所者については前回申請時と同一の施設に入所している者
- ② 在宅の者については前回申請時と同一の医療機関又は医師が意見書を記載した者

	在宅	施設入所
新規申請者	5,000円	4,000円
継続（更新）申請者	4,000円	3,000円

※ 施設入所とは、社会福祉施設、医療施設等であって入院機能を有するものを含む。

※ 「施設入所」で支払われるのは、これらの施設等の入院・入所者に対して、常勤・非常勤を問わず、健康管理を含む医学的管理を行うことを業務とする医師が、その入院・入所者に関する医師意見書を記載した場合とする。

※ 施設入所者であっても、当該施設と関係がない医師が医師意見書を作成した場合には、「在宅」で支払うこととなる。

※ 消費税が課税され、これも施行事務費補助金の補助対象となる。

### 3. 市町村の事務費として診察・検査に係る費用を負担する場合の取扱いについて

#### (1) 基本的考え方

主治医がなく、主訴等もない者が、介護給付の申請を行う場合は例外的なものと考えられるが、医師意見書を記載する場合に必要な診察・検査については、健康診断と同様の考え方により医療保険の対象とはならない。

従って、次に示す場合には、市町村が事務費として必要な費用を負担することとなる。

##### ア 主治医がいる場合

これまでの診療等によって得られている情報（診療録等）に基づき、意見書を記載する。意見書記載に係る費用は施行事務費補助金の対象経費とする。

なお、医療を必要と認めた場合、その費用は医療保険に請求する。

##### イ 主治医がいない場合

① 主訴、異和（寝たきりを含む）がある場合、診療に係る費用は医療保険に請求する。

意見書記載に係る費用は事務費交付金の対象経費とする。

② 主訴、異和等がない場合は、初診として基本的な診療を行い、その費用は施行事務費補助金の対象経費とする。

その上で、治療及び治療に係る検査を必要と認めた場合、その費用は医療保険に請求する。

③ 基本的な診療によって特に医学的問題がない場合、医師の判断により必要に応じて基本的な検査を行うこととし、その費用は施行事務費補助金の対象経費とする。

基本的な検査によって医療の必要を認めた場合、その費用は医療保険に請求する。

※ 図1を参照

#### (2) 施行事務費補助金の対象となる検査等の内容について

主治医がおらず診療を希望していない者に係る医師意見書を記載する際に必要となった診察・検査にかかる費用（上の③の場合）については、初診料及び医師の判断に応じて行った次ページの検査等に対する診療報酬単価を用いて積算した費用とし、施行事務費補助金の対象とする。

※ 消費税が課税され、これも施行事務費補助金の補助対象となる。

○ 基本的な診察

	費用（平成 24 年度診療報酬単価）
初診料（診療所）相当額	2,700
初診料（病 院）相当額	2,700

○ 末梢血液一般検査、血液化学検査、尿検査、胸部エックス線検査の具体的な範囲は以下のとおり。

検査項目	費用（平成 24 年度診療報酬単価）
血液採取（静脈）	160
末梢血液一般検査	210
血液学的検査判断料	1,250
血液化学検査（10 項目以上）	1,210
生化学的検査（Ⅰ）判断料	1,440
尿中一般物質定性半定量検査	260
単純撮影（アナログ撮影若しくはデジタル撮影）	600（アナログ撮影の場合） 680（デジタル撮影の場合）
写真診断（胸部）	850
フィルム（大角）	114
合計	6,094（アナログ撮影の場合） 6,174（デジタル撮影の場合）

（注 1） 原則として、寝たきりや主訴があり、医療が必要な者については、提供されている医療に基づき意見書を記載するものである。往診が行われた場合についてもその費用は医療保険の対象である。

一方、寝たきり等がない者については、通常、医療機関を受診することは可能であると考えられるので、意見書の記載のみを目的として、市町村が指定する医師が、診断を受ける者のために申請者宅等を訪問することは想定してない。

ただし、例外的に、医療を受けることを拒否している寝たきり等の申請者を医師が訪問する必要がある場合があり、この場合は、意見書記載にかかる費用、初診料に相当する費用及び上記の検査に要する費用についてのみ施行事務費補助金の対象とし、交通費に相当する費用等それ以外の費用が生ずる場合であっても、当該費用は申請者の自己負担とする。

（注 2） 上記費用のうち、実際に行った検査費用のみを施行事務費補助金の対象経費とする。

図1

【障害程度区分施行事務費対象経費】

